

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

( 契 印 省 略 )

「賃 5 0 1 地方最低賃金審議会委員任命報告」及び「賃 5 0 3 地方最低賃金審議会審議状況等報告」の一部改正について

標記については、平成 17 年 3 月 14 日付け基発第 0314001 号「労働基準局報告例規の一部改正について」をもって通達されたところであるが、改正の内容は下記のとおりであるので、報告に際し、遺漏のないようお願いする。

なお、平成 9 年 6 月 12 日付け賃金課長名事務連絡「賃 5 0 3 最低賃金審議会審議状況等報告の取扱いについて」は、本通達をもって廃止する。

## 記

### 1 「賃 5 0 1 地方最低賃金審議会委員任命報告」について

従来、「賃 5 0 1 地方最低賃金審議会委員任命報告」（以下「賃 5 0 1」という。）に加え、別途、地方最低賃金審議会委員の性別及び会長、会長代理について報告を求めていたところであり、改正後の賃 5 0 1 にこれらの項目も盛り込むこととしたものであること。

### 2 「賃 5 0 3 地方最低賃金審議会審議状況等報告」について

- (1) 「賃 5 0 3 地方最低賃金審議会審議状況等報告」（以下「賃 5 0 3」という。）について、報告すべき内容を削減し、「様式第 1 号」及び「別表 1」を「様式第 1 号」に、「別表 2」を「別表」にそれぞれ改めたこと。

なお、様式第2号（法第11条に基づく申請の場合）については、変更を行っていないものである。

- (2) 賃503様式第1号について、「審議会で答申がなされた場合及び審議会等で特に重要な問題が審議された場合」に報告を求めることとしたこと。  
なお、今後、様式第1号による報告を要する場合は、次のとおりである。

イ 審議会で答申がなされた場合

- (イ) 地域別最低賃金、産業別最低賃金又は労働協約に基づく地域的最低賃金の決定、改正又は廃止に係る答申がなされた場合（最低賃金審議会令第6条第5項が適用された場合を含む。）
- (ロ) 地域別最低賃金、産業別最低賃金又は労働協約に基づく地域的最低賃金について、最低賃金額が据え置かれる答申がなされた場合（最低賃金審議会令第6条第5項が適用された場合を含む。）
- (ハ) 産業別最低賃金の決定の必要性の有無に関する答申がなされた場合
- (ニ) 異議申出について審議した結果、審議会の当初答申を変更する答申がなされた場合

ロ 審議会等で特に重要な問題が審議された場合

- (イ) 地域別最低賃金又は産業別最低賃金のあり方に関する小委員会等が開催された場合
- (ロ) 建議がなされた場合
- (ハ) その他特に指示する場合